

**「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方
(令和2年2月8日(土)から同年3月9日(月)まで意見募集)**

【提出意見】

3件(件数は意見提出者数)の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見及び総務省の考え方を以下に示します。

(提出順)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	スカパーJSAT 株式会社	<p>[電波法施行規則等の一部を改正する省令案]</p> <p>今回の公共業務用無線局等の免許状記載事項等の公表は、公表の目的を実現しながらも、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で行われるものと理解しており、本省令案に賛同いたします。</p>	<p>公共業務用無線局等の免許状記載事項等の公表について頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
2	一般社団法人日本ローバンド拡大促進協会	<p>[電波法施行規則等の一部を改正する省令案]</p> <p>1) 免許人の名称の公表について</p> <p>公共業務用無線局の免許状記載事項の公表に当たって免許人を公表することは当該電波の利用、使用状況に基づく公共業務局の存在意義に開眼することに資すると考えられ改正案の趣旨に賛成です。しかしながら本改正案では公表する免許人の名称は行政機関の頂点に立つ省名とされています。あまりに大雑把すぎて公表する意義を薄めます。省名ではなく当該無線局の実際の業務執行機関である「庁名」とすれば、当該無線局はどのような公共機関が運用しているかを洞察でき、加うるに電波が公共財であるとの認識を新たにしますでしょう。</p>	<p>免許人の名称の公表について頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>免許人等の名称については、免許状や登録状に記載された情報を公表することとしています。ただし、免許人の名称を特定されることにより、通信の傍受、妨害等のおそれが生じ、業務や活動に支障が起こる可能性があるものとして、犯罪の捜査・取締、テロ等に係る調査、要人警護、国の安全保障の確保の各業務等に利用される無線局については、免許人等の名称を「その他の免許人等」とするものです。</p>	無
		<p>2) 周波数の公表について</p> <p>改正案では周波数の公表は周波数の分配における区分帯とされていますが、周波数帯によっては大枠大区分となり公表する意味を薄めます。たとえば短波帯ではポイントより2桁荒い100kHz 台とか極超短波帯では3桁荒い1MHz 台など周波数帯に応じ非公表性を保ちつつより詳細化すれば公表の意義を高め電波の利用状況の「見える化」の一層の推進を図れます。</p>	<p>周波数については、免許人等の業務への影響を考慮し、周波数ポイントではなく、周波数帯としていますが、その区分については、諸外国の公表事例を参考に、国際的な整合性も踏まえ、無線通信規則第5条に規定する周波数の分配の区分とさせていただきます。</p>	無
3	個人	<p>[電波法施行規則等の一部を改正する省令案]</p> <p>第11条の2第4号についてであるが、本文の中に「行政機関等が公務のために用いるもの」という内容の文章を入れていただきたいと考える。</p> <p>(例:「行政機関等が公務のために用いるもののうち別表第二号の二に定める無線局であって免許等の有効期限が六箇月以内であるもの」の様記述とする。)</p>	<p>別表第二号の二において、対象となる行政機関の事務等を規定していることから、原案のとおりと致します。</p>	無